

告 示

埼玉県告示第千三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、鴻巣市笠原土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和四年十月四日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年十月十四日から令和四年十一月十四日まで

二 縦覧場所

鴻巣市役所